

上河原崎 C57 地区景観協定

目 次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 景観協定の目的となる土地の区域（第5条）
- 第3章 良好的な景観形成のために定める基準
 - 第1節 建築物に関する基準（第6条－第11条）
 - 第2節 工作物に関する基準（第12条－第17条）
 - 第3節 緑化に関する事項（第18条－第19条）
 - 第4節 屋外広告物に関する基準（第20条）
 - 第5節 その他良好な景観の形成に関する事項（第21条）
- 第4章 運営委員会（第22条－第25条）
- 第5章 景観協定に違反した場合の措置（第26条－第27条）
- 第6章 景観協定の有効期間（第28条）
- 第7章 雜則（第29条－第33条）

附則

- 別紙1 「区域及び区分図」
- 別紙2 「開口部の制限図」
- 別紙3 「駐車場配置図」
- 別紙4 「タウンゲート位置図」
- 別紙5 「植栽計画図」

第1章 総則

（目的）

第1条 この景観協定は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第4章の規定に基づき、第5条に定める景観協定区域（以下「協定区域」という。）内における良好な景観の形成のために必要な基準を定め、住宅地として良好な景観の維持増進を図ることにより、区域内の良好な景観の形成に資することを目的とする。

（協定の名称）

第2条 この景観協定は、上河原崎C57地区景観協定（以下「本協定」という。）と称する。

（用語の定義）

第3条 本協定における用語の定義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及びつくば市屋外広告物条例（平成24年条例第30号）に定めるところによる。

（協定の設定）

第4条 本協定は、法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請を行う者が設定し、協定区域内の土地所有者等へ継承する。

第2章 景観協定の目的となる土地の区域

(景観協定区域)

第5条 本協定の目的となる土地の区域は、別紙1「区域及び区分図」に表示する区域とする。

第3章 良好的な景観形成のために定める基準

第1節 建築物に関する基準

(建築物の用途)

第6条 敷地に建築することができる建築物は、建築基準法別表第二(い)項第1号に定める住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。)、同項第2号に定める兼用住宅及びこれらに附属する建築物とする。

(建築物の規模)

第7条 建築物の階数は、地階を除き2以下としなければならない。

2 建築物(塔屋・工作物等を含む)の高さは、地盤面から10.0メートルを超えてはならない。

(建築物の位置)

第8条 駐車場又は駐輪場の簡易車庫の柱や壁の位置は、道路境界線から1.0メートル以上後退する。

2 駐車場又は駐輪場に上屋を設ける場合は、屋根の先端から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とする。

(建築物の形態意匠)

第9条 建築物の屋根及び外壁の外観の色彩は、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。

2 建築物の屋根及び外壁の色彩基準は、表1の範囲としなければならない。なお、無彩色(N)の場合、外壁は明度2以上、屋根は明度7以下とする。

表1 色彩基準表(色彩基準は、日本産業規格Z8721に定めるマンセル表色系による。)

色相	彩度
R(赤)の色相	3以下
YR(橙)の色相	6以下
Y(黄)のうち5Yまでの色相	6以下
Y(黄)のうち5Yを超える色相	2以下
GY(黄緑)、G(緑) BG(青緑) B(青) PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の色相	2以下

3 やむを得ず基準以上の彩度の高い色彩(アクセントカラー)を使用する場合は、建物見付面積の5%以下とする。

4 着色していない木材、土壁、漆喰、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。

(建築物の開口部)

第10条 別紙2「開口部の制限図」に指定された隣地境界線に面する壁にある、床高さから1.8メートル以下の高さにある窓等の開口部は、型ガラス等の不可視な材料を使用することとする。ただし、隣地境界線から2.5メートル以上離れた開口部は、この限りでない。

(建築物の敷地)

第 11 条 各敷地の地盤高は、別紙 1 「区域及び区分図」の FH：地盤高とし、変更することはできない。ただし、建築残土の敷き均しや駐車場の築造で生じる軽微な盛土や漉き取り土について、第 4 章に定める運営委員会（以下「委員会」という。）が認めたものについては、この限りではない。

- 2 各敷地の 1 台目駐車場の位置は、別紙 3 「駐車場配置図」に示すとおりとする。1 台目駐車場の位置に雨水浸透施設が設けられているため、雨水浸透施設に支障がない範囲で駐車場の向きを縦から横に変更することは可能である。
- 3 地区外道路（つくば真岡線バイパス、市道 7-4193 号線、市道 5-4303 号線）から敷地への直接の車両の出入りは禁止し、面する位置に駐車場を設けることもできないこととする。
- 4 アプローチ及び駐車場・駐輪場の道路境界線からの奥行 0.5 メートル部分は、委員会が定める床仕上げとする。

第 2 節 工作物に関する基準

(道路境界に面するかき又はさくの構造の制限)

第 12 条 道路境界に面するかき又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱はこの限りではない。

- (1) 生垣等
 - (2) 地盤面からの高さ 1.5 メートル以下の透視可能なフェンス（ただし、高さ 0.6 メートル以下の基礎の部分はこの限りでない。）
 - (3) 道路境界線から 0.1 メートル以上後退した位置で、地盤面からの高さ 0.6 メートル以下の塀
 - (4) 道路境界線から 1.0 メートル以上後退した位置で、地盤面からの高さ 0.6 メートル超、2.0 メートル以下かつ幅 5.0 メートル以内の、木、竹、土、漆くい、自然石、レンガ、瓦その他これらに類する天然材を主要材に用いた塀（ただし、高さ 0.6 メートル以下の基礎の部分はこの限りでない。）
- 2 別紙 1 「区域及び区分図」に示す街区道路境界に面するかき又はさくは次の条件を満たすこととする。
- (1) フェンスを設ける場合は、道路境界線から 0.5 メートル以上後退した位置とし、フェンスの道路側沿いを緑化する。
 - (2) 塀を設ける場合は、塀の道路側沿いを緑化する。
- 3 東側地区外道路（つくば真岡線バイパス）に面する No. 1～8, 31～33 区画及び地区外道路（市道 7-4193 号線、市道 5-4303 号線）に面する No. 33～54, 62 区画、歩行者専用道路に面する区画において、当該道路に面して設けるかき又はさくは次の条件を満たすこととする。
- (1) 委員会が定めるフェンスを設ける。
 - (2) 前号の敷地内側に第 1 項のかき又はさくを設けることができる。
 - (3) 東側地区外道路（つくば真岡線バイパス）に面する部分及び No. 33 区画の地区外道路（市道 7-4193 号）に面する部分は、フェンスの内側に生垣を設ける。
- 4 別紙 4 「タウンゲート位置図」に示すタウンゲートについては、第 1 項から第 3 項までの規定から除外するものとする。（ただし、上河原崎・中西地区地区計画の制限は遵守する。）

(隣地境界に面するかき又はさくの構造の制限)

第13条 隣地境界に面するかき又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生垣等
 - (2) 街区道路境界線から0.5メートル以上後退した位置で、地盤面からの高さ1.5メートル以下の透視可能なフェンス(ただし、高さ0.6メートル以下の基礎の部分はこの限りでない。)
 - (3) 地盤面からの高さ2.0メートル以下かつ幅3.0メートル以内の、木、竹、土、漆くい、自然石、レンガ、瓦その他これらに類する天然材を主要材に用いた塀(ただし、高さ0.6メートル以下の基礎の部分はこの限りでない。)
- 2 敷地地盤高の高い方の敷地内の隣地境界線に面する位置に、委員会が定めるフェンスを設けるものとする。敷地地盤高が同じ場合には、道路高の高い方の敷地内に設けることとする。
- 3 別紙3「駐車場配置図」で示す、敷地の1台目駐車場と隣地の1台目駐車場が並ぶ場合は、前項の規定は除くものとする。

(土留めの制限)

第14条 道路境界線及び隣地境界線沿いの土留めは、次の各号に定める基準によらなければならぬ。

- (1) 街区道路境界線沿いに土留めを設ける場合は、街区道路境界線から0.1メートル以上後退し、街区道路境界線と土留めの間は地被類を植栽する。
- (2) 道路境界線沿いの既設擁壁の上に土留めを増設してはならない。
- (3) 隣地境界線沿いの土留めは、敷地地盤面の高い方の敷地内に設けなければならない。敷地地盤高が同じ場合には、道路と敷地の高低差が大きい敷地側に設けなければならない。隣地境界の土留めに用いる材料は委員会が定めるものとする。
- (4) 隣地境界線の化粧ブロックの土留めは、街区道路境界線から0.5メートル以上後退し、街区道路境界線から0.5メートルまでは、委員会が定める自然石を境界縁石として施工するものとする。

(工作物の位置と高さ)

第15条 門柱その他これらに類する工作物やテラス、デッキ、玄関ポーチ及び階段を設置する場合は、道路境界線から0.5メートル以上後退しなければならない。ただし、高さが0.6メートル以下のもの(テラス、デッキ、玄関ポーチ、ポーチ階段は除く)は、この限りではない。

- 2 テラス、デッキ、玄関ポーチ及び階段に手摺を設ける場合は、テラス、デッキ、玄関ポーチ及び階段の床面からの高さ1.5メートル以下でかつ透過性のあるものとする。

(工作物の材料)

第16条 門柱のデザインは、委員会が定めるものとする。なお、門袖は高さと幅をそれぞれ1.5メートル以下とする。

- 2 別紙4「タウンゲート位置図」に示すとおり、タウンゲートをNo.1, 8, 16, 17, 25, 50, 51, 62, 63, 69, 70, 80区画に設けるものとする。タウンゲートの設えは委員会が定めるものとし、維持管理は過半数の入居後に設立される管理組合(以下「管理組合」とする。)で行うものとする。

(テレビアンテナ及び無線通信アンテナ等)

第17条 テレビアンテナ及び無線アンテナ等は、屋根に設置してはならない。

2 テレビアンテナ及び無線アンテナ等を設置する場合には、敷地地盤面から 7.0 メートル以下としなければならない。

第3節 緑化に関する事項

(まちなみ樹木)

第18条 土地所有者等は、別紙5「植栽計画図」に示すまちなみ樹木を、次の各号に定める基準により植栽しなければならない。

- (1) まちなみ樹木を植栽する範囲は、道路境界線から建物外壁面までとする。
 - (2) ゲート・コーナーツリーは樹高 3.0 メートル以上とし、別紙5「植栽計画図」に示す位置に植栽しなければならない。
 - (3) シンボルツリーは樹高 3.0 メートル以上とし、別紙5「植栽計画図」に示す街区道路沿いの位置に1本以上、東側地区外道路（つくば真岡線バイパス）沿いの位置に1本以上、指定した樹種を植栽しなければならない。
 - (4) サブツリーは樹高 2.0 メートル以上とし、別紙5「植栽計画図」に示す街区道路沿いの位置に2本以上、歩行者専用道路沿いの位置に1本以上植栽しなければならない。
- 2 敷地が街区道路に接道する長さが 7.0 メートル以下の場合は、前項の規定は除くものとする。
- 3 No. 1～8, 31～33 区画の東側地区外道路（つくば真岡線バイパス）及び No. 33 区画の地区外道路（市道 7-4193 号）に面する部分に設ける生垣は、高さ 1.5 メートル程度とし、樹種は委員会が定めるものとする。

(樹木の維持管理)

第19条 土地所有者等は、自己の敷地に存するまちなみ樹木、その他植栽等の健全な育成を図るため、灌水、病害虫駆除、剪定及び施肥を行わなければならない。

- 2 土地所有者等は、自己の敷地に存するまちなみ樹木に枯死又は著しい病害が生じた場合は、速やかにこれを取り除き、他に影響を及ぼさないよう処置し、補植又は復元しなければならない。
- 3 土地所有者等は、自己の敷地に存する樹木等が生長した際の樹高や枝張（葉張）により、周辺環境に悪影響を与えるように適切に管理しなければならない。
- 4 前3項に係る経費は、当該土地所有者等が負担しなければならない。
- 5 No. 33, 34 区画の擁壁下の土の部分は、擁壁下緑地として緑化し、この部分については管理組合で植栽管理を行うものとする。

第4節 屋外広告物に関する基準

(屋外広告物に関する基準)

第20条 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 自家広告物等であること。
- (2) 形態及び意匠は、つくば市屋外広告物条例に定める基準を満たし、かつ建築物及び周辺の景観と調和したものであること。
- (3) 地上から上端の高さは、2.0 メートル未満であること。

- (4) 合計表示総面積は、0.5 平方メートル以下であること。
- (5) ひさし又は屋根の上に設置してはならない。

第5節 その他良好な景観の形成に関する事項

(敷地の照明)

第 21 条 街区道路や歩行者専用道路に面する敷地内に、次の各号に定める照明を設置しなければならない。

- (1) 街区道路に面する位置に、門灯を 1 箇所、庭園灯を 2 箇所以上設置する。
 - (2) 歩行者専用道路に面する位置に、庭園灯を 1 箇所以上設置する。
- 2 敷地内の屋外に設ける門灯や庭園灯等は、暗くなると自動的に点灯する明暗スイッチを設置する。また、照明の光源は長寿命・省電力な照明の電球色照明とする。ただし、樹木を照らすアッパーライト照明灯はこの限りではない。
- 3 センサーライト等の防犯照明は隣家への影響を十分に配慮し、敷地内を照射するように設置する。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第 22 条 本協定の運営に関する事項を処理するため、上河原崎 C57 地区景観協定運営委員会を設置する。

- 2 委員会は、土地所有者等の互選により選出された委員 3 名以上をもって組織する。
- 3 委員会は、本協定の運営及び審査等に関して、専門的知識を有する者に対し、相談、助言、指導その他援助を求めることができる。

(役員)

第 23 条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により決定するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、事務を総括する。

(委員の任期)

第 24 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員の再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議対象行為)

第 25 条 土地所有者等は、次の各号に掲げる協議対象行為を行う場合は、当該工事に着手する前に、委員会に建築等計画協議書を提出し、その承認を得なければならない。ただし、第 1 条の目的とする良好な景観の形成に影響を与えるないと委員会が認めた軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設又は形態意匠の変更
- (3) まちなみ樹木の新設、移植又は枯れによる植替え、伐採

(4) 屋外広告物の新設又は形態意匠の変更

(5) 照明の新設又は形態意匠の変更

(6) 宅地の地盤高の変更

2 委員会は、前項の規定による建築等計画協議書の提出があった場合、当該協議対象行為が第3章の規定に適合するか審査し、適合すると認めるときは、協議対象行為承認通知書を交付するものとする。

第5章 景観協定に違反した場合の措置

(違反者に対する措置)

第26条 委員長は、委員会の決定に基づき、本協定の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対して、当該工事の施工の停止を請求し、かつ、相当の猶予期間を設けて、当該行為を是正するために必要な措置をとることを請求することができる。

2 違反者は、前項の請求があった場合、これに従わなければならない。

（裁判所への提訴）

第27条 委員長は、委員会の決定に基づき、前条第1項に規定する請求を行った場合において、違反者がその請求に従わないときは、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

2 前項の提訴手続きに要する弁護士報酬その他的一切の費用は、違反者の負担とする。

第6章 景観協定の有効期間

（協定の有効期間）

第28条 本協定の有効期間は、つくば市長の認可公告のあった日から10年間とする。

2 本協定は、有効期間満了前に土地所有者等の過半数の廃止の合意がない場合、有効期間満了日の翌日から起算してさらに10年間、同一条件により更新されるものとする。

第7章 雜則

（共有者等の取扱い）

第29条 一の土地の所有権又は借地権が数人の共有に属するときは、合わせて一の所有権又は借地権を有する者とみなす。

（協定の変更及び廃止）

第30条 本協定を変更しようとする場合は、土地所有者等の全員の変更の合意をもってその旨を定め、つくば市長に申請してその認可を受けなければならない。

2 本協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の廃止の合意をもってその旨を定め、つくば市長に申請してその認可を受けなければならない。

（協定書の引渡）

第31条 土地所有者等は、所有する土地又は建築物の権利を譲り渡す場合、新たな土地所有者等に対し、本協定の内容を明らかにするために、本協定書の写しを引き渡さなければならない。

2 土地所有者等は、所有権、借地権その他の権利を移転する場合、委員会が定める事項を書面により委員会へ届け出なければならない。

(経費)

第32条 本協定の運営に必要な経費は、土地所有者等全員が負担する。

(補則)

第33条 本協定に定めのない事項又は規定の解釈及び運用に関して疑義が生じた場合は、委員会が誠意をもって解決する。

附則

(経過措置)

1 委員会が設置されるまでの間、茨城セキスイハイム株式会社が本協定における委員会の権限を有する。

2 協定区域内の土地所有者等の数が、宅地区画数の3分の2に達したときは、速やかに委員会を設置する。

3 委員会が設置された場合、また、委員長に変更があったときは、速やかにその連絡先をつくば市都市計画課へ連絡するものとする。

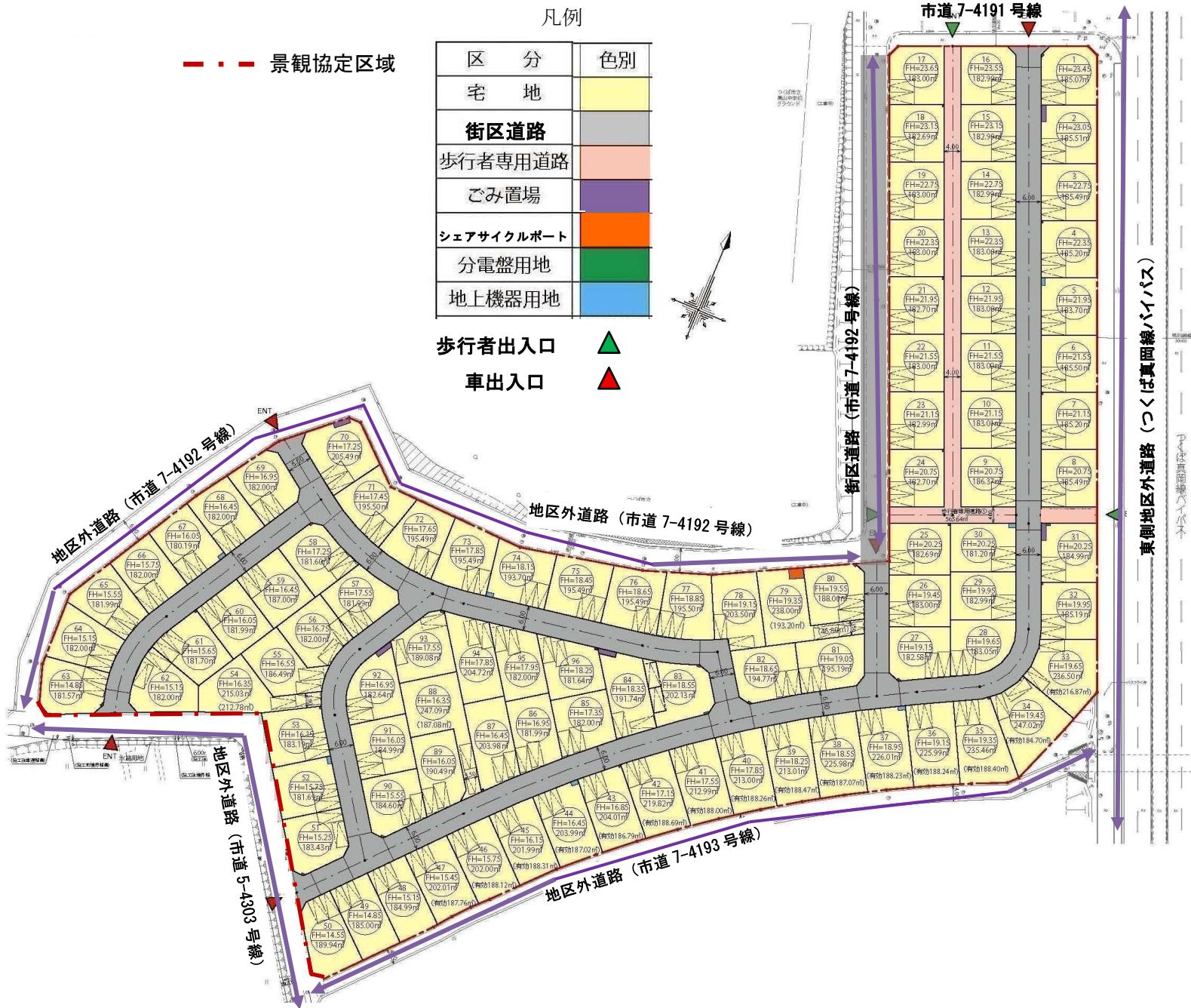
(協定書の保管)

4 本協定は、認可原本を委員会が保管し、その写しを土地所有者等全員に配布する。

(地区計画の遵守)

5 当地区は上河原崎・中西地区地区計画が設けられている。地区計画の制限内容に該当する行為の場合は、地区計画制限を遵守し、つくば市に工事着手の30日前までに地区計画の届出をする。

別紙1 「区域及び区分図」



別紙2 「開口部の制限図」



凡例

建物の開口部

■ 開口部不可視壁面
(隣地境界線から 2.5m以上
の壁面は規定から除外)

— · — 景觀協定区域

つくば真岡線バイパス

別紙3 「駐車場配置図」



別紙4 「タウンゲート位置図」



別紙5 「植栽計画図」

